

江東区第8期介護保険事業計画における「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取り組みと目標」の自己評価結果について (R4年9月6日作成)

介護保険課庶務係作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容								令和3年度(年度末実績)			
区市町村名	区分	テーマ(キーワード)	テーマ(その他詳細) ※左項目が「その他」の場合詳細をご記載ください	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
江東区	自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	地域介護予防活動支援事業	コロナ禍で、運動・文化などあらゆる分野の教室等の参加定員数が半分となったことで、介護予防活動に取り組む機会が不十分な状況が続いている。教室参加ではなく、自主的に体操などを行うグループを地域に作り、社会参加や体力づくりができる場所を作っていくことが必要。また、グループ立ち上げを担う住民の発掘が課題となっている。また、現状は介護予防リーダー養成講座修了後に地域で活躍する方が半数以下のため、講座修了直後から積極的な活用をサポートし、地域のグループの担い手としての活躍につなげていくことが課題である。	ICTの活用について、令和3年度に実施した講座型から複数回以上の支援ができる伴走型支援に変更し、オンラインで介護予防活動を継続してもらう自主化グループ育成を図る。また、介護予防体操教室からの自主グループ立ち上げを目指し、初回から教室終了後の自主グループ活動方法を意識した教室づくりに取り組んでいく。介護予防リーダーの積極的な活用をサポートし、地域のグループの担い手としての活躍につなげていく。	新規登録団体数:12団体 講師派遣回数:96回 (とことんお元気サークル) 介護予防リーダー養成講座:2回 介護予防リーダー派遣:10団体 介護予防教室自主化団体数:4団体 ICT登録団体:1団体	・自主化グループの立ち上げ数 ・介護予防リーダー派遣団体数	登録団体数:17団体 講師派遣回数:20回 介護予防リーダー養成講座:2回 介護予防リーダー派遣:4団体 既存の通いの場へのオンライン環境の導入支援や、老人クラブなどの団体の代表者に向けて講座型でzoomの利用体験などを行い、高齢者のICT活用に取り組んだ。追跡調査で、上記のICT導入支援だけでは、継続した活用にはつながらなかったことが分かった。一般介護予防教室事業で実施する教室にて介護予防リーダーをボランティアとして活用することで、リーダーの活動場所を増やすことができた。また、介護予防リーダー交流会を2年ぶりに実施。リーダー同士の横のつながりが	○	令和3年度の方法では、通いの場へのオンライン環境の導入は進まなかった。介護予防リーダーについては、活動の場所を増やすことと、リーダー同士の横のつながりができたことで活動が活性化し始めている。	〈課題〉 ①令和3年度の方法では、通いの場へのオンライン環境の導入は進まず、新型コロナウイルス感染症の状況により活動が制限されてしまった。 ②介護予防リーダーの活躍の場、交流の場が少なく、活動継続のモチベーション維持が難しい。 〈対策〉 ①次年度は、複数回支援ができる伴走型支援に変更。オンライン介護予防活動教室を新たに実施し、オンライン上で介護予防活動を継続してもらう自主化グループ育成を図る。 ②介護予防リーダーの活動の場所を増やす。交流会等、リーダーのモチベーションを上げる機会を増やす。
江東区	自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	地域リハビリテーション活動支援事業	様々な活動が徐々に再開する中で、以前より体力の低下を感じる高齢者への支援の需要が増え、通いの場や地域活動への派遣回数は増加した。一方、地域ケア会議への出席回数は伸び悩み悩んでいる。	○通いの場への派遣 ○地域ケア会議での評価・助言	通いの場派遣回数:36回 (とことんお元気サークル) 地域活動への派遣:31回 (包括主催:体力測定会、地域の介護予防活動等) 地域ケア会議派遣回数:10回	通いの場派遣回数 地域活動への派遣 地域ケア会議派遣回数	通いの場派遣:7回 地域活動への派遣:6回 地域ケア会議:2回	○	様々な活動が徐々に再開する中で、以前より体力の低下を感じる高齢者への支援の需要が増え、通いの場や地域活動への派遣回数は増加した。特に、新型コロナウイルス感染症対策として実施された屋外での介護予防講座など、新たな派遣先が生まれた。一方、地域ケア会議への出席回数は伸び悩み悩んでいる。	〈課題〉 地域ケア会議への派遣数が少ない 〈対策〉 地域包括支援センター内で、地域ケア会議の概要や助言内容について情報を共有できるようにし、派遣数を伸ばす。
江東区	給付適正化	介護給付費通知		高齢者人口の増加に伴い介護給付費も増大する中、利用者に対して、実際に事業者を支払われている金額の確認、請求誤りや不正請求等を自ら発見し、適正なサービス利用を促すため、サービス内容・保険給付額・利用者負担額等、介護給付費に関する情報について利用者あてに通知する必要がある。	給付適正化の一環で、介護給付費通知書の発送を行う。	介護給付費通知書発送:年2回	通知書の発送予定に合わせて評価を行う。 〈評価時期〉 ・中間評価(9月) ・年度末(3月)	介護給付費通知書 (1)令和3年9月発送 (令和3年1月～令和3年6月給付分) 16,700件 (2)令和4年3月発送 (令和3年7月～12月給付分) 17,076件	◎	達成されており、効果を発揮している。	〈課題〉 「介護給付通知書」の見方というタイトルで色紙を使用した案内物を同封しているが、「これは何ですか」といった問い合わせの電話がある。 〈対策〉 手紙を見る前にすぐ電話をかけてくる方が一定程度いることから、問い合わせを受けた際は、より丁寧な説明を行う。給付の適正化を継続していくために、介護給付費通知書の発送の目的を継続して区民の方に周知していく。